

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,243.2トン

- 1 -

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	900.2
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	22.0
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	25.0

- 2 -

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,736.7トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量	2,200.7

の総量の管理を行う管理区分)	
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割 当てによる管理を行う区分)	1,800.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	48.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲 量の総量の管理を行う区分)	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲 割当てによる管理を行う管理区分)	762.9